

国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

平成 29 年（2017 年）6 月 22 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階北側
札幌市経済観光局国際経済戦略室 IT・クリエイティブ産業担当課
TEL：011-211-2379

2 契約に関する事項

(1) 業務名

国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務

(2) 業務内容

本業務は、札幌市映像活用推進プランで掲げる【基本方針 1 映像を活用した魅力の発信 施策 1-1 国際共同制作の促進】及び【基本方針 3 映像産業の基盤強化 施策 3-2 映像人材の育成】を具体化するため、市内映像関連事業者のドキュメンタリー映像の制作技術を生かした海外展開を促進するとともに、国際共同制作を担う映像関連事業者・人材の育成を図ることを目的として実施するものである。

本業務を通じて、①海外の映像関連事業者に対する企画立案・提案の方法、②海外の共同制作者の見つけ方、③資金調達の方法などを学ぶことで、市内の映像関連事業者が自ら企画立案し、映像コンテンツ制作に係る資金調達手段や海外の放映枠等を獲得するための契機となるよう、運営事務局として業務全体の管理運営を行う。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 契約締結までの流れ

ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査

ウ 上記イの審査において、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ 上記ウの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。企画競争の応募方法等については「国際ドキュメンタリー共同制作支援事業」委託業務 企画提案説明書による。

(5) 企画提案書提出期限

平成 29 年 7 月 21 日（金）17 時まで【必着】

3 参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限日において、平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手

続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

- (3) 企画提案書の提出期限日において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (5) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 企画提案説明書の交付方法

上記 1 の契約担当部局及び札幌市ホームページにおいて交付する。